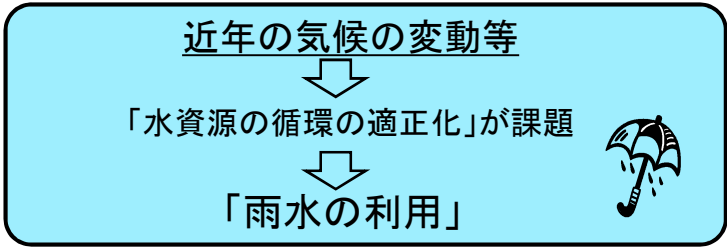


- 雨水の利用の推進に関する法律の概要
- 国及び独立行政法人等が建築物を整備する場合における自らの雨水の利用のための施設の設置に関する目標について
- 雨水の利用の推進に関する基本方針について
- 日本の雨水利用（事例）

雨水の利用の推進に関する法律の概要



平成26年法律第17号
平成26年5月1日施行

★ 「雨水の利用」とは: 雨水を一時的に貯留するための施設に貯留された雨水を水洗便所の用、散水の用その他の用途に使用すること
※ 消火のための使用その他災害時における使用に備えての確保を含む
※ 水道・農業用用水路・工業用水道の原水としての使用は除く

★ 「雨水の利用」に向けて・・・

■ 責務
国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人、事業者、国民各々について定める

■ 法制上の措置等
政府は、必要な法制上又は財政上の措置等を講じる

■ 基本方針等の策定
○国(基本方針):
①雨水の利用の推進の意義
②雨水の利用の方法に関する基本的事項
③健康への悪影響の防止等の配慮事項
④施策に関する基本的事項 等
○都道府県(都道府県方針):
①区域の自然的社会的条件に応じた雨水の利用の方法に関する基本的事項
②区域内の施策に関する基本的事項 等
○市町村(市町村計画):
①区域の自然的社会的条件に応じた雨水の利用の方法
②区域内の施策の実施に関する事項 等

■ 各種施策
○国等による自らの雨水の利用のための施設の設置に関する目標設定
①国・独立行政法人等の目標
＝閣議決定
②地方公共団体・地方独立行政法人の目標〔努力義務・①に準じて設定〕
○広報活動等を通じての普及啓発
○調査研究の推進等及び技術者等の育成
○特に雨水の利用を推進すべき建築物についての税制上・金融上の措置等
○地方公共団体による助成
(雨水貯留施設の新設・不要浄化槽の当該施設への転用等について)

★ これらを定めることにより「雨水の利用」を推進



水資源の有効な利用



+ 下水道・河川等への雨水の集中的な流出の抑制

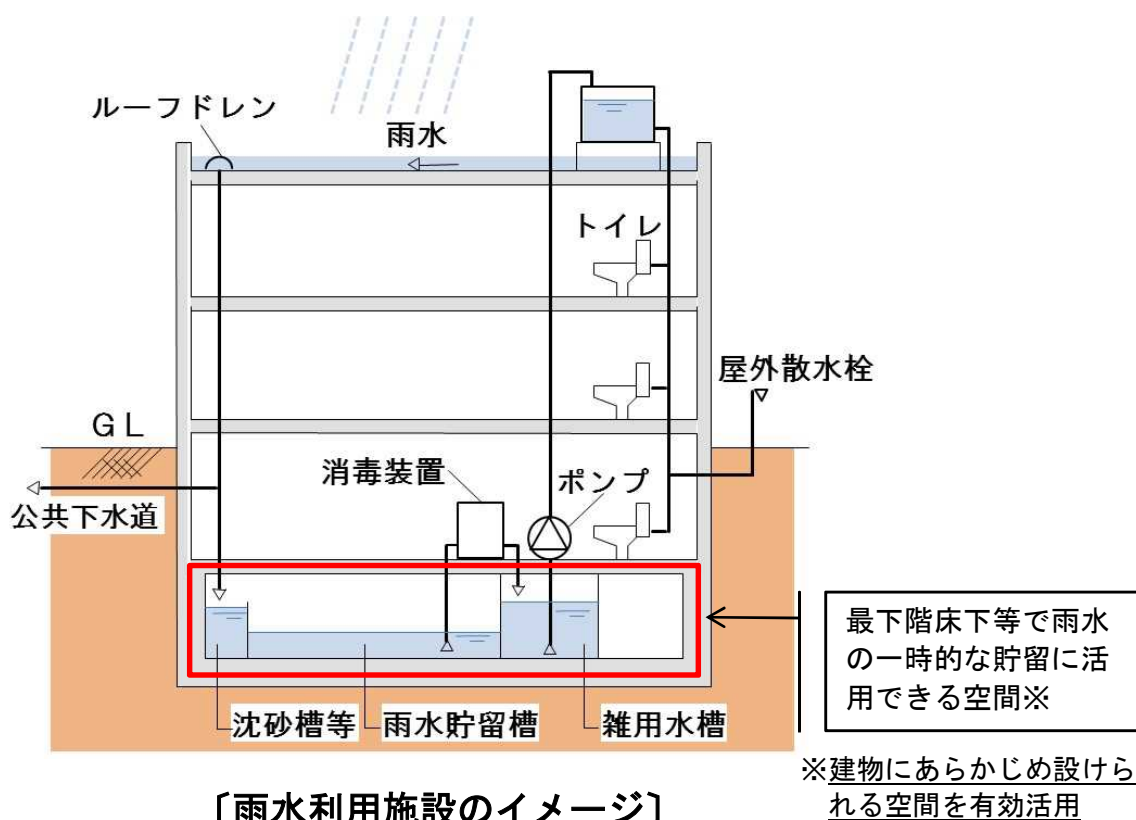
【平成27年3月10日 閣議決定】

国及び独立行政法人等が建築物を整備する場合における自らの雨水の利用のための施設の設置に関する目標について

- ^{あまみず}雨水の利用の推進に関する法律第10条の規定に基づき、国及び独立行政法人等による雨水利用施設の設置に関する「目標」を閣議決定。

【目標の概要】

国及び独立行政法人等は、「最下階床下等で雨水の一時的な貯留に活用できる空間」を有する新築建築物において雨水利用施設の設置率を原則100%とする。



【雨水利用施設のイメージ】

(参考)

第10条 国は、国及び独立行政法人等が建築物を整備する場合における自らの雨水の利用のための施設の設置に関する目標を定めるものとする。

2 国土交通大臣は、あらかじめ各省各庁の長（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。）及び独立行政法人等の主務大臣と協議して前項の目標の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

雨水の利用の推進に関する基本方針について

1. 雨水法の趣旨・目的

あまみず

雨水の貯留及び雨水の水洗便所、散水等の用途への使用を推進することにより、水資源の有効利用を図るとともに河川等への雨水の集中的な流出を抑制する。

2. 基本方針の内容

(1) 雨水の利用に関する一般的な事項

- ① 雨水の利用の推進の意義
- ② 雨水の利用の方法に関する基本的事項
 - ・ 集水、貯留、処理、給水施設等の技術的留意点
- ③ 健康への悪影響の防止等の配慮事項
 - ・ 利用用途や形態に応じて関係法令に基づき適切に水質を管理

(2) 施策に関する事項

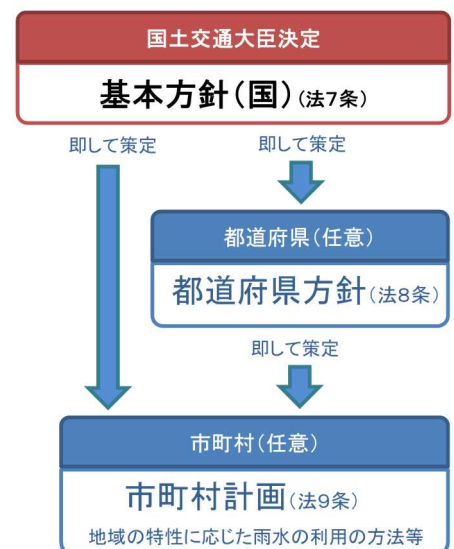
- ① 国と独立行政法人等が保有する最下階床下等で雨水の一時的な貯留に活用できる空間を有する新築建築物について、雨水利用施設の設置率を原則100%にする等
- ② 国は、地方公共団体や国民等による雨水の利用を推進するため以下の施策を実施
 - ・ 雨水利用効果や技術上の留意点等をまとめたガイドラインの策定
 - ・ 先導的取組の収集・公表
 - ・ コスト低減のための調査研究の推進
 - ・ 技術者の育成
 - ・ 雨水利用の利点に関する啓発等

(3) その他の事項

- ・ 関係省庁等連絡調整会議による情報共有及び雨水利用の推進等

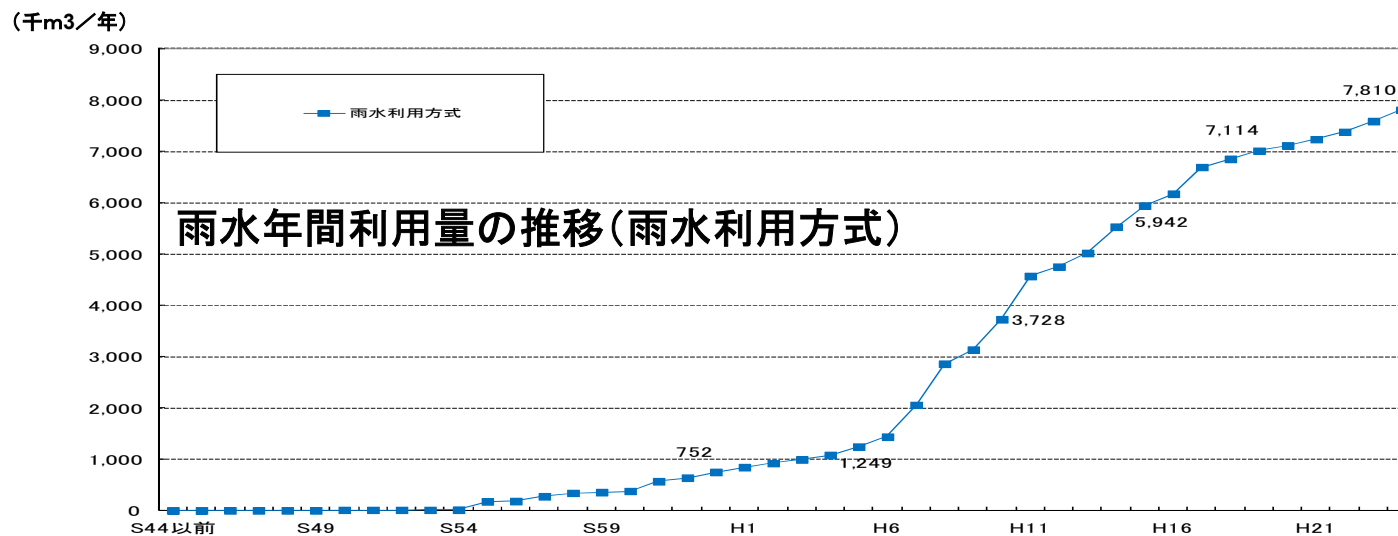
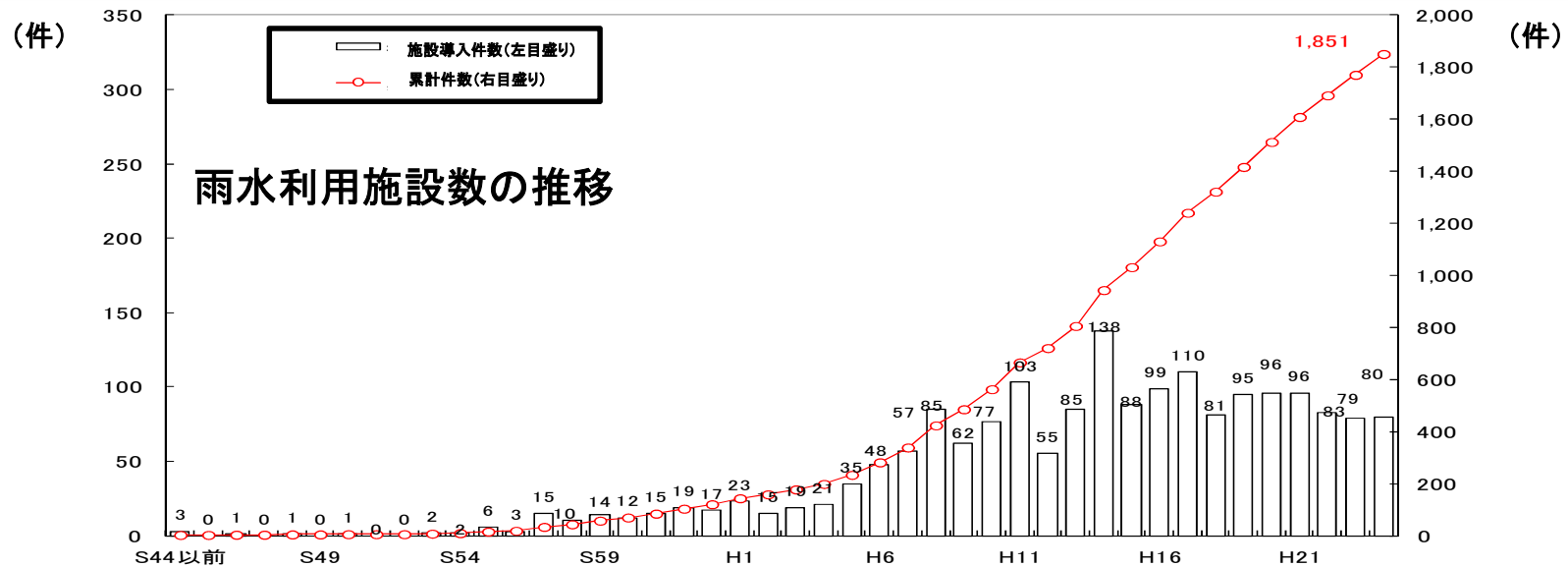
3. 基本方針の役割

- 国及び独立行政法人等は、国土交通大臣が定める「基本方針」に基づき、自らの雨水の利用を推進。
- 「基本方針」に基づき、国自らが率先して雨水の利用を推進し、全国の地方公共団体や民間事業者への波及を図る。
- 「基本方針」は、地方公共団体が「都道府県方針」「市町村計画」を策定する際に、標準的な指針の役割も担う。



全国の雨水利用施設数・利用量の推移

- 全国の雨水利用施設は、これまでに約1,900件の建築物で整備。
- 全国の雨水利用施設で、年間約8百万m³が利用されている。

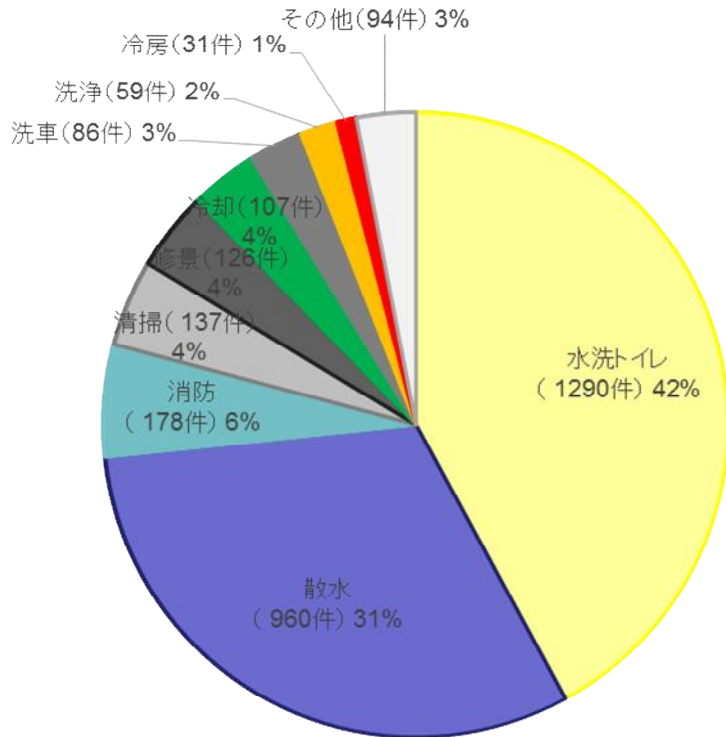


注) 雨水利用方式は、下水再生水利用などを除く、雨水のみを利用する方式

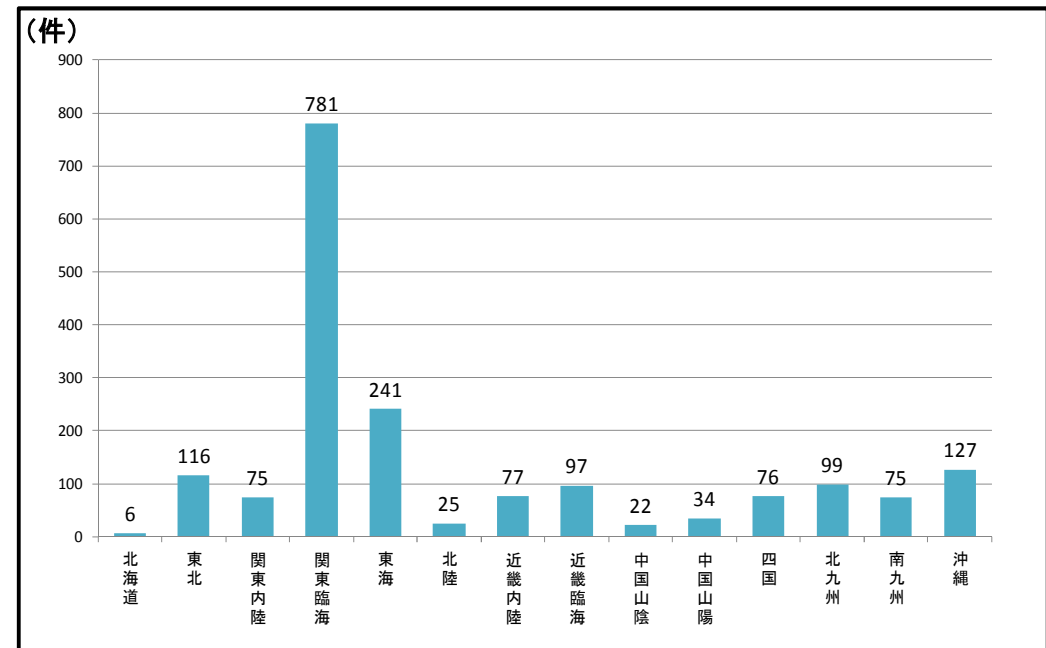
注) 国土交通省水資源部調べ

○雨水の利用用途は、水洗トイレの洗浄用水が42%、散水での利用が31%と大半を占めている。その他、消防用水、清掃、修景、冷却、洗車などに利用されている。
 ○雨水の利用施設は、関東臨海(埼玉・千葉・東京・神奈川)が42%を占めている。

用途別雨水利用施設数



地域別雨水利用施設数

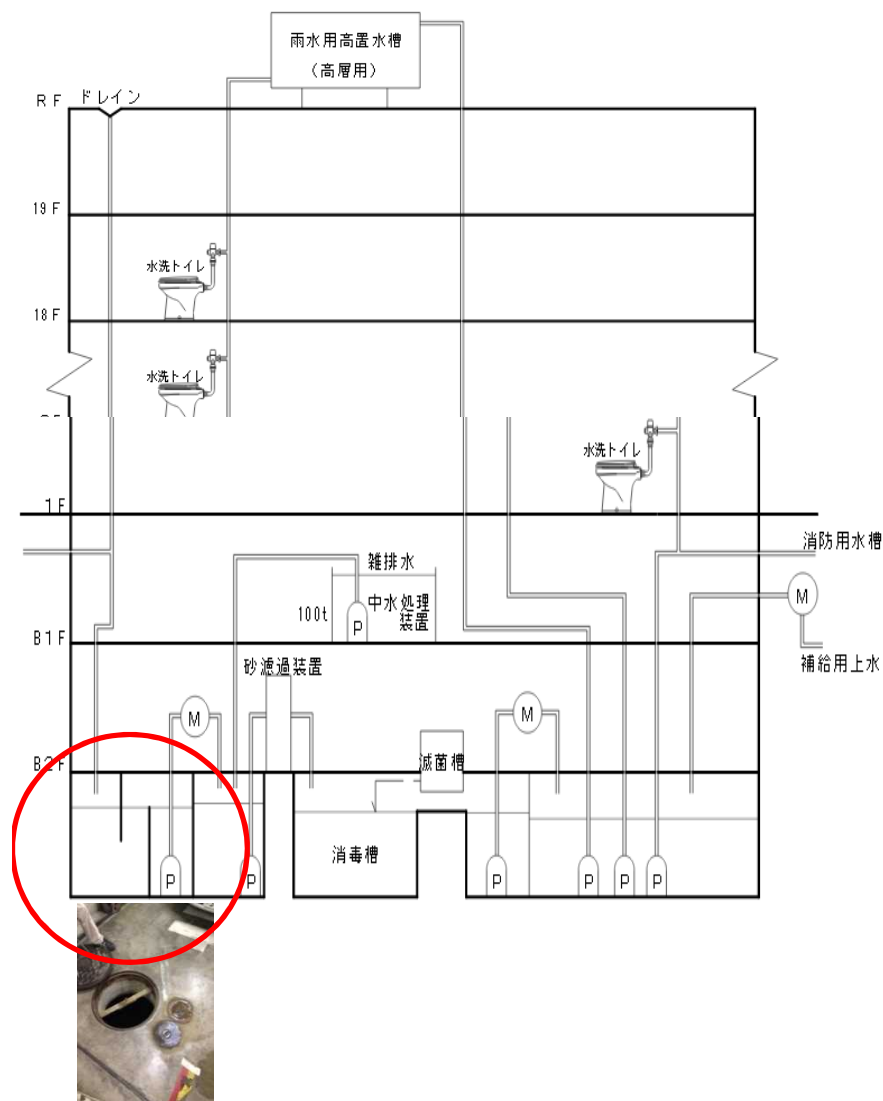


北海道：北海道
 東北：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県
 関東臨海：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
 関東内陸：茨城県、栃木県、群馬県、山梨県
 東海：長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
 北陸：富山県、石川県、福井県
 近畿内陸：滋賀県、京都府、奈良県
 近畿臨海：大阪府、兵庫県、和歌山県
 中国山陰：鳥取県、島根県
 中国山陽：岡山県、広島県、山口県
 四国：徳島県、香川県、愛媛県、高知県
 北九州：福岡県、佐賀県、長崎県、大分県
 南九州：熊本県、宮崎県、鹿児島県
 沖縄：沖縄県

注)国土交通省水資源部調べ(2012年度末現在)

雨水の活用事例1（墨田区役所）

- 墨田区が自ら新設する施設には、原則として雨水利用施設が導入されている。
- 墨田区では、区役所を始め30箇所にも雨水利用施設が設置され、トイレ洗浄、散水、消防用等に有効利用されている。



(平成25年度実績)

- ・トイレの使用量 15,000m³
- ・雨水の利用量 4,900m³
- ・雨水使用率 33%
- ・雨水の貯留槽容量 1,000m³



墨田区役所庁舎



太田大臣現地視察

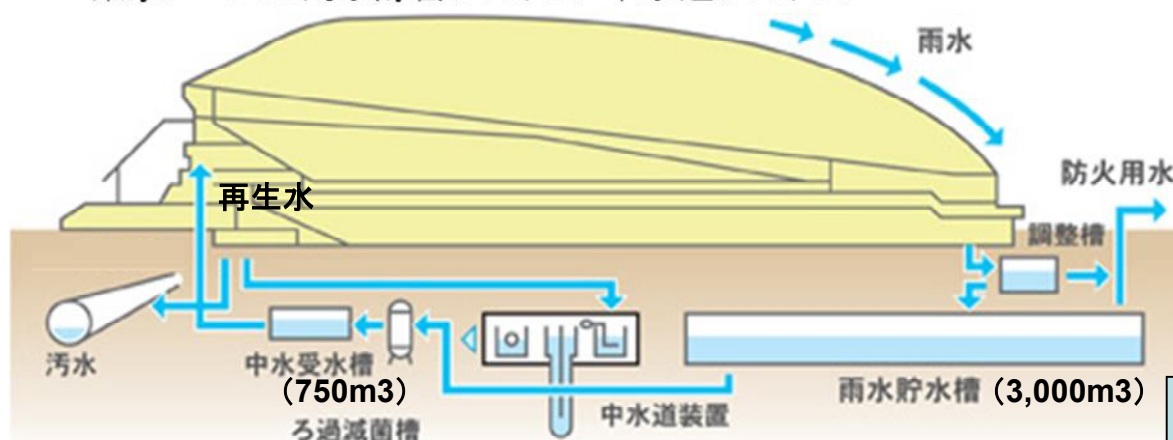
雨水の活用事例3（東京ドーム）

○東京ドームでは、屋根に降った雨水を地下の雨水貯水槽に貯留し、トイレの洗浄水、**災害時用の消防用水**として活用。

○洗面・厨房からの雑排水を再生利用する「中水道システム」を採用。

○ドーム内で利用される水の約30%をまかなう。

東京ドームの雨水貯留システム・中水道システム



出典：株式会社東京ドームHPより

○雨水の利用実態（H2～H10の実績）

- ・雨水利用量は1月あたり最大で4,900m³/月、最小で1,100m³/月である。
- ・再生水のうち雨水の利用率は最大で44%、最小で13%で、その平均は29%である。

雨水貯留量：3,000m³（うち消火用水常時1,000m³）

中水貯留量：750m³

屋根面積：31,720m²（およそ9,600坪）

雨水利用等による効果

- ・水道用水の大規模な節水を実現（年間約68,000m³削減：2007実績）
- ・公共下水道への負担軽減（汚水：使用量の変動幅が大きな水需要の特徴に対応）
（雨水：雨水の流入量を削減し、洪水防止に貢献）

東日本大震災の発生直後、東北文化学園大学（仙台市青葉区）では上水道や電力が使用不能になったが、約2週間、トイレの洗浄用水に雨水を活用

【大震災直後の東北文化学園大学のトイレの使用状況】

H23.3	トイレ			備考
	1号館	3号館	5号館	
11日(金)	1階のトイレのみ使用した。			
12日(土)				
13日(日)				
14日(月)	5号館の1階と地下1階で便袋を使用した。			電力がないため、排水槽の機能が停止した。
15日(火)				
16日(水)	5号館の1階のみ、バケツにより雨水を洗浄水として使用した。			電力が復旧し、排水槽の機能が回復したため、排水を流すことができた。
17日(木)				
18日(金)				
19日(土)				
20日(日)				
21日(月)				
22日(火)				
23日(水)				

【震災直後の東北文化学園大学の様子】

